

報道機関 各位

住まいの防犯対策を実施する市民に費用の一部を補助します ～市独自の上乘せ分をあわせた最大3万円を助成～

都内において、いわゆる「闇バイト」が関係すると思われる強盗事件が発生する中で、市民の防犯意識が高まっている状況を踏まえ、現に居住する住宅に防犯機器等を購入及び設置する市民に、その費用の一部を補助します。

東京都補助金（最大2万円）に、市独自の上乘せ分を加えた最大3万円を補助することで、市民の住宅への防犯対策を支援します。

【事業概要】

市民	市内に住民登録があり、その住所に居住する市民で、交付は世帯単位
対象数	約2,000世帯 ※先着順
補助額等	最大3万円 補助率3/4（千円未満切り捨て） ※購入・設置費用の合計額に補助率3/4の金額を補助（上限額3万円）
防犯機器 (補助対象)	防犯カメラ（屋内を撮影するカメラは除く）、モニター付きインターフォン、 面格子、防犯フィルム、センサー付きライト、ダミーカメラなどの購入等
受付等	令和7年7月1日から開始
受付方法	本庁舎危機管理課窓口での申請、郵送による申請、電子申請 ※申請書等は窓口で配布のほか、市ホームページからダウンロード可 ※質問等にお答えする「お問い合わせコールセンター」を設置します
市民周知	広報たちかわ6/25号、市ホームページ等で詳細を案内します

【問い合わせ】

立川市 危機管理対策室 危機管理課長 大串 勝美

TEL 042-523-2111（内線）2140